

海外派遣プログラム報告書

野間 啓佑

I はじめに

私は、2018年9月10日から同月28日までの間、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部（以下「代表部」といいます。）でインターンシップをさせていただきました。本報告書では、その業務内容を紹介した上で簡単なレポートをさせていただきたいと思います。

II 業務内容

スイス、ジュネーブに所在するパレ・デ・ナシオンにて開催された第39回人権理事会において代表部の業務を補助することが、今回私に与えられた仕事でした。具体的には以下の三つが挙げられます。

1. プレナリー会合への出席

最も基本的な業務は、E棟のルームXXにおいて開催されたプレナリー会合で日本政府代表部の席に座り、議事録を作成しつつ議事の進行状況を代表部に報告することでした。また、他の国家又は団体が日本に関連する事項に言及したときには、その対応の要否や内容について検討するため、その言及があった旨を迅速に代表部へ連絡する必要がありました。

会合中には、各国代表部やNGOが代表部席にコンタクトしてくる場合があり、その対応に当たることも業務の一つでした。さらに、今回日本は「法の支配」についての共同ステートメント実施することとなっていたため、そのステートメントを支持する各国からの署名集めを行ったりもしました。

2. 非公式会合への出席

妊産婦死亡率決議案やスーダン、ブルンジにおける人権状況決議案の非公式会合に出席し、その内容を代表部に報告しました。

3. サイドイベントへの出席

NGOが主催したサイドイベントに出席し、その内容を代表部に報告しました。

なお、これは業務としてではありませんが、中国、インド、GRULAC等によるレセプションや、新技術と人権についてのサイドイベントに参加する機会を得ることができました。

III レポート

私は現在、「ビジネスと人権」という分野に興味があり、弁護士としてそれを業務の一つとすることができればと考えておりますが、そのために国際機関へ一度は就職して人権に関する生の事実や最新の知識を得たいと思っております。以下では、このようなビジョンをもつ私個人の観点から、今回のインターンシップで得た知見、受けた印象、学んだことなどを報告させていただきます。

1. 人権理事会の運用状況

人権理事会（以下「理事会」といいます。）とは、1946年に設立した人権委員会が2006年に改組されたことにより設立された、人権と基本的自由の促進と擁護に責任を持つ国連の主要な政府間機関の一つです。理事会は、年3回、合計10週間以上活動することとなっており、本会合では3週間にわたって40を超えるテーマにつき議論がなされ、24の決議が採択されました。本会合には、各国家のほか、303のNGOや25人の人権専門家も参加しておりました。

私は、大学院で国際人権法等の講義を受講したことにより、理事会の制度自体についてはあらかじめある程度の知識を有しておりました。もっとも、実際に出席することで、理事会の運用状況について以下の2点が強く印象に残りました。

一つ目は、理事会の政治性の強さです。例えば、プレナリー会合において途上国の人権侵害が問題になっているとき、中国は当該途上国への支援の重要性や当該途上国の主権を尊重すべきことについて繰り返し言及していました。また、非公式会合においても、途上国からの発言があったときに中国がその発言を支持する旨を表明するという流れがよくみられました。これらの例は、おそらく、第三世界においてリーダーシップをとろうとしている中国の政治的意図の表れであると考えられます。また、その他の国についても、経済的又は地理的に深いつながりがある国に対しては、人権侵害があったとしても具体的な批判をせず、単に人権侵害の調査へ協力したことを称賛して他国に支援を求めるにとどまるというケースも多くみられました。

二つ目は、法的議論により政治的意図の実現が目指される場合があるということです。例えば、妊産婦死亡率についての決議では、「comprehensive sexuality education」という文言について繰り返し議論がなされました。ここでは、エジプトやサウジアラビア等はその内容が曖昧であるなどの理由から削除すべきとの主張をした一方、西欧諸国等からは、周囲の文言と併せて読めば曖昧であるとはいえないなどの反論がなされました。このような議論は、表面上は法的な議論となっています。しかし、エジプトやサウジアラビア等は、そもそもこの決議案の全般にわたって懐疑的な立場をとっており、これは女性の権利を完全に認めることはできないという宗教上の理由に基づくものと思われる、上記の議論の裏側にもそのような自国の宗教に配慮するという政治的意図が隠されていたと考えられます。

人権保障の局面においては、政治性はできる限り排除されるべきであり、本会合において

も、特に途上国を中心に、理事会の非政治化（depoliticization）の重要性が叫ばれておりました。しかしながら、上記の2点をはじめとする私の印象によれば、まだまだ非政治化への道のりは長いものであると思わざるを得ませんでした。プレナリー会合では、報告者や専門家と国家との間で多くの双方向対話（interactive dialogue）が実施されますが、政治性によりそれが形骸化してしまい、いわばセレモニーのようなステートメントがなされている場面も少なからず見られました。とはいえ、理事会において採択される決議に拘束力はないものの、積極的に発言したり質問したりするなど非常に熱心に取り組んでいる国も多くありましたし、また、政治性の薄いテーマについては、各国が問題改善に向けて建設的な発言を行っているように思われました。

他方で、以上のような理事会の現実の姿に目を向けたとき、よりよく国際人権・人道の問題に携わるためには、国際政治学や国際関係論に関する知識が必要になると感じました。実際、他国のインターンのうち多くの方はそれらを専門としているようでした。

2. 人権問題の多様性

本会合では、ジェノサイドやジェンダー平等、先住民の権利、発展の権利等の40を超えるテーマにつき議論がなされました。また、ミャンマーやシリア、南スーダン等の50を超える国々の人権状況も取り扱われました。

私は、大学で国内の人権問題については学修してきましたが、国外の問題を取り扱うことはあまりありませんでした。このため、本会合では世界中で起こっている人権・人道問題について多くの知識を得ることができました。特に、紛争地域では極めて残忍な行為がなされていることや、途上国では安全な水や衛生環境の整備がまだまだ不十分であることは、日本で暮らしている私にとっては具体的なイメージの湧きにくいものであったため、大変勉強になりました。

また、日本国内における問題についても、先住民の権利に関し（本会合で取り上げられることはなかったのですが）、沖縄の人々を先住民と認めるべきであるという見解があることを知りました。また、有害廃棄物についての議論では、複数のNGOや報告者から福島原発の問題について具体的な言及がなされ、国際的にも未だ関心の強い問題であるということが確認できました。

私は、今回のインターンシップを開始するにあたり、事前に日本のみならず海外の情報媒体により人権問題に関する知識を取り入れてはいましたが、本会合に参加してそれはまだまだ不十分であったことを痛感しました。しかし、議論についていったり各国のステートメントの意図をくみ取ったりするためには、テーマとなっているそれぞれの人権問題について前提となる知識がなければならぬと思います。私の業務の中心であった議事録作成の際にも、あらかじめテーマとなっている人権問題についての知識を得ておけば、ステートメントの内容を正確に理解したり重要な部分をうまく切り取ることができたりしたため、よりよい議事録を作ることができました。そのため、日頃からより積極的に国際的な問題にも

目を向けておく必要があると感じました。加えて、被占領パレスチナ地域等の問題に関しては、その歴史についても議論を理解するための前提知識となるため、そのような知識についても得ておかなければならないと感じました。

3. 語学の必要性

理事会の会合は 6 か国の国連公用語に同時通訳されていたため、私は英語を聞き取りつつ日本語で議事録を作成していました。会合ではテクニカルタームや普段は使用されない動詞等が多用されることに加え、各国の英語にそれぞれのクセがあるため、最初のうちは英語の聞き取り自体に困難を感じていました。もっとも、毎日大量の聞き取りをしていたことや議論の前提となる知識を得てから会合に臨むようにしたことから、徐々に慣れていき、ステートメント等の内容を正確に理解することができるようになっていきました。

また、前記の通り、今回私は複数のレセプションに参加する機会をいただき、そこで多くの他国のインターンと交流を深めることができました。そこで驚いたのは、他国（特にヨーロッパ）のインターンの中には、母国語と英語に加えて他の国連公用語を話せる人も多くいたということです。

日本人が国際機関において働く場合に最も大きな障壁となるのは語学であるといわれますが、今回のインターンシップではそのことを、身をもって痛感しました。今後、海外で学位を取得すること等により専門性・語学ともに伸ばす機会をぜひ作りたいと思いました。

IV おわりに

今回のインターンシップでは、大学院で学んだ、国連人権外交の最前線たる人権理事会の現実の姿を知ることや、今の自分に足りない能力を確認すること、世界中の人々と交流を深めることなどができ、大変実りの多いものとなりました。前記の通り、私は国際機関へ一度は就職したいと思っております。このような私のビジョンにとって（あるいは他の道を選ぶこととなっても）、今回のインターンシップは間違いなく私の大きな財産の一つになったといえます。

また、業務のなかった休日には、ジュネーブのみならずローザンヌやインターラーケン、ルツェルンといったスイスの観光名所を訪ね歩くことができました。これらの観光について、他国のインターンとの間で話に花を咲かせることもできました。

さらに、ジュネーブにて、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及び国連人権高等弁務官事務所（UNOHCHR）に勤務しておられた白石理様や、子どもの権利委員会の委員を務めていらっしゃる大谷美紀子先生にお会いすることもできました。

最後となりましたが、お忙しい中丁寧にご指導してくださった代表部の皆様、本プログラムをご支援してくださった企業の皆様、本プログラムを提供し、手続面を支えてくださった東京大学の先生方及び BLC の皆様に、心より御礼申し上げます。